

一般の医療機関でも患者が発生するようになった場合等には、第三段階のまん延期以降は、患者数が大幅に増大することが予想されることから、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関で診療する体制に切り替え、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分けることとする。このため、地域においては、感染症指定医療機関等以外の医療機関や公共施設等では患者を入院・入所させることができるよう、事前にその活用計画を策定しておく必要がある。また、在宅療養の支援体制を整備しておく必要がある。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、地方自治体を通じた連携だけではなく、日本医師会・地域医師会等の関係機関のネットワークの活用が重要である。

なお、抗インフルエンザウイルス薬については、最新の科学的知見、諸外国における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況、国内の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況等を踏まえ、国・地方自治体において備蓄・配分、流通調整を行う。

~~【関連するガイドライン】~~

~~医療体制に関するガイドライン~~

~~抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン~~

⑥ ワクチン

ワクチンにより、ウイルスに感染した場合に発症する可能性を低下させ、また、発症した場合に重症化することを防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症患者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザによる健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。社会・経済を破綻に至らせないためには、ワクチンの役割も重要である。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、役割が異なるプレパンドミックワクチンとパンドミックワクチンの2種類がある。

パンドミックワクチンについては、新型インフルエンザの発生後に新型インフルエンザウイルスを基に製造されるものであり、直ちにウイルス株を入手し、

製造会社に対し、全国民分への接種を基本とするの製造を開始するよう要請する。ただし、このため、全国民分のにパンドミックワクチンを供給できるようになるまでには一定の時間を要することから、できるだけ短い期間で製造することができるよう研究開発を進める。

プレパンドミックワクチンは、新型インフルエンザが発生する前の段階で、鳥インフルエンザウイルス（H5N1亜型）を基に製造されるものであり、H5N1亜型以外のインフルエンザには有効性がなく、また、新型インフルエンザウイルスがH5N1亜型であったとしても、パンドミックワクチンと比較すると、その有効性は不確かである。しかしながら、パンドミックワクチンが供給されるとともに、それまでの間は、国民の生命を守り、最低限の生活を維持する観点から、医療従事者や社会機能の維持に関わる者に対し、プレパンドミックワクチンの接種を行う必要がある。このため、現時点においては、プレパンドミックワクチン原液の製造・備蓄を進めることとする。

また、発生前から、プレパンドミックワクチン及びパンドミックワクチンの接種が円滑に行われるよう、国民的議論を踏まえ、接種の対象者や順位のあり方、接種体制等を明らかにするとともに、集団的な接種を基本として、法的位置づけ、接種の実施主体、接種の実施方法等について決定し、接種体制を構築する。その上で、新型インフルエンザウイルスの特徴等も踏まえ、発生後に定めるべき事項は速やかに決定できるよう、決定の方法等を可能な限り事前に定めておく。

さらに、新型インフルエンザ対策全体の中でのワクチンの位置付けや、ワクチンの種類、有効性・安全性、供給される時期、供給される量、接種対象者、接種体制といった基本的な情報について積極的な情報提供を行い、国民の理解促進を図る。

~~【関連するガイドライン】~~

~~水際対策に関するガイドライン~~

~~検査に関するガイドライン~~

~~感染拡大防止に関するガイドライン~~

~~ワクチン接種に関するガイドライン~~

~~個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン~~

⑦⑥ 社会・経済機能の維持

新型インフルエンザが発生すれば、保健・医療の分野だけでなく、社会全体に影響が及び、社会・経済活動の縮小・停滞が危惧される。このため、国民生活を維持する観点からは、社会・経済機能の維持のための対策が必要である。新型インフルエンザは、全人口の25%が罹患し、流行が約8週間程度続くと予想されている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%が欠勤することが想定され、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足により最低限の国民生活を維持することができなくなるおそれがある。

新型インフルエンザ発生前にこのため、新型インフルエンザ発生時に、社会・経済機能の破綻を防止し、最低限の国民生活を維持できるよう、政府や各事業者において事前に十分準備を行うことが重要である。

具体的には、各行政機関、各事業者においては、新型インフルエンザ発生を想定に対応した、職場における感染予防や事業継続のための計画を策定し、従業員や職場における感染対策、事業継続に不可欠なべき重要業務やの選定、従業員の勤務体制などをあらかじめ定め、発生に備えることが必要有効である。

新型インフルエンザの発生時は、各行政機関、事業者において、職場における感染予防策を実施し感染拡大抑制に努めるとともに、事業継続計画を実行し、それに適した活動を維持する。特に、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者電気、ガス、水道等の国民生活の基盤となる事業者に対しては、活動事業の継続が社会的に求められているため、ワクチンの先行接種等の支援を行う。また、国や地方自治体においても、必要最小限の行政サービスを維持するため、業務継続計画の策定を進める。

【関連するガイドライン】

ワクチン接種に関するガイドライン

事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン

個人・家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン

埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン



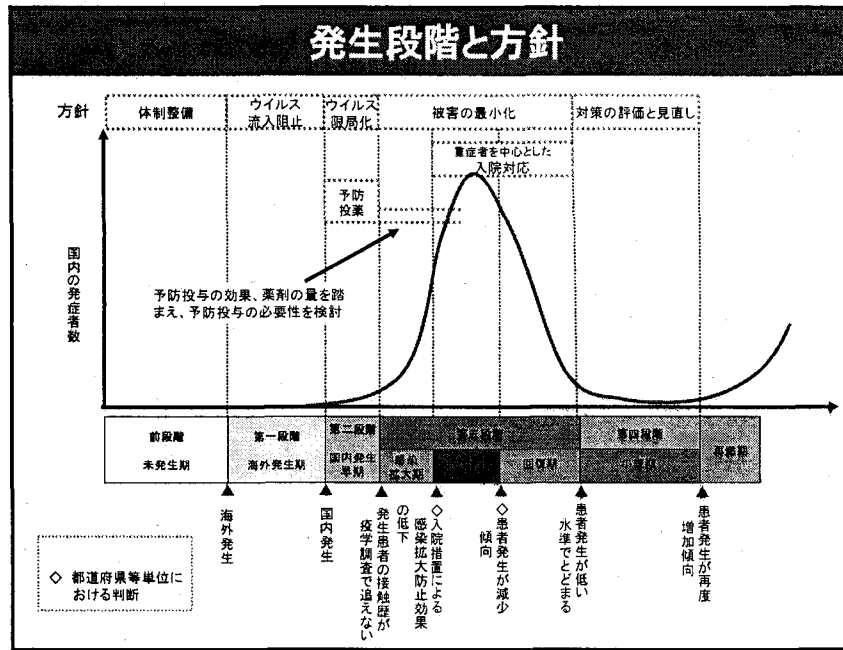
新型インフルエンザ対策は、一連の流れをもって感染発生状況段階に応じた採るべき対策対応をとる必要があるが異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生各段階を設け、各段階で想定される状況とその対応戦略に応じた対応方針を定めることとする必要がある。

本行動計画では、新型インフルエンザが発生する前から、海外での発生、国内での発生も、まん延パンデミックを迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類した。それぞれの段階に応じた対策等を定めている。これは世界保健機関（WHO）が宣言（実施）するフェーズを参考にしつつ、我が国の実情に応じた戦略を検討するのに適した段階として定めたものである。国全体での各この発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げを参考と注視しながら、外国で海外や国内での発生状況や国内サーベイランスの結果を踏まえて参考にして、国新型インフルエンザ対策本部が判断決定し公表する。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染拡大抑制策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については、都道府県が判断するものとした。5つの段階は、基本的に国における戦略の転換点を念頭に定めたものであり、各段階の移行については国が判断して公表する。都道府県においては、その状況に応じ柔軟に対応する場合もあり得るため、地域独自の対応が必要となる場合を考慮し、地域における発生段階をあわせて示す。

第三段階を3つの時期に小分類し、その移行については国と協議の上で都道府県が判断するものとした。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないことに留意が必要である。



【前段階】未発生期	フェーズ1、2、3
【第一段階】海外発生期	フェーズ4、5、6
【第二段階】国内発生早期	
【第三段階】国内発生期感染拡大期、まん延期、回復期	
【第四段階】小康期	後パンデミック期

＜参考＞改定前の行動計画におけるフェーズ分類と発生段階との対応表
 ＜本行動計画の発生段階とWHOのフェーズの対応表＞

【改定前】フェーズ分類	【現行】発生段階
フェーズ1、2-A、2-B、3-A、3-B	【前段階】未発生期
フェーズ4-A、5-A、6-A	【第一段階】海外発生期
フェーズ4-B	【第二段階】国内発生早期
フェーズ5-B、6-B	【第三段階】感染拡大期、まん延期、回復期
後パンデミック期	【第四段階】小康期

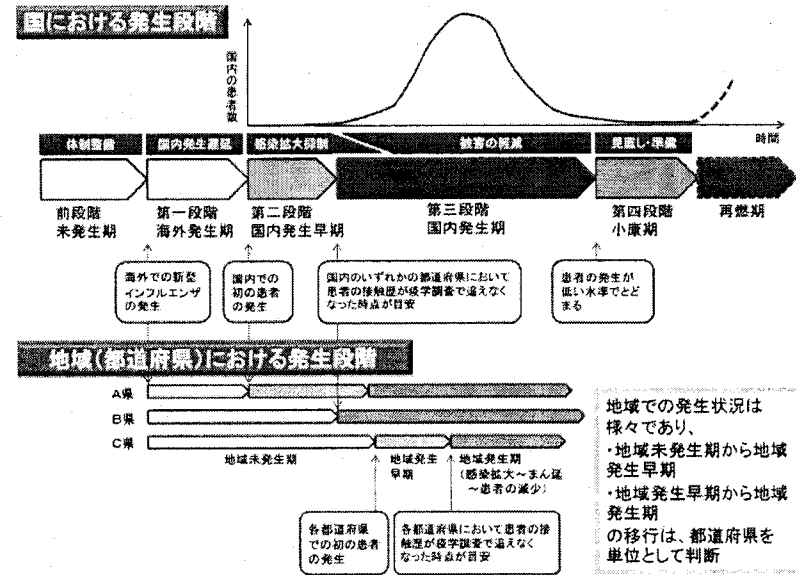
※「A」国内非発生 「B」国内発生

本行動計画の発生段階	WHOのフェーズ（参考）
------------	--------------

<発生段階>

発生段階	状態
前段階 (未発生期)	新型インフルエンザが発生していない状態
第一段階 (海外発生期)	海外で新型インフルエンザが発生した状態
第二段階 (国内発生早期)	国内のいずれかの都道府県において患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
第三段階 (国内発生期)	国内のいずれかの都道府県において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
第四段階 (小康期)	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

<国及び地域 (都道府県) における発生段階>



VI 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、予想される状況、対策の目標、対策の考え方、主要7項目の個別の対策を記載する。

便宜上、段階に分けて対策を記載するが、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に実施する。対策の実施や中止時期の判断の方法については、適宜、ガイドライン等に定めることとする。

本行動計画で記載する対策は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できる強力な措置を含めて様々な状況に応じることができるように、選択肢として示すものである。実際には、病原性・感染力等のウイルスの特徴、地域の特性、その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、本行動計画で記載するもののうちから実施すべき対策を選択し決定する。

病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、これらが高い場合を想定した強力な対策を実施するが、情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、常に対策の必要性を評価し、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図ることとする。

対策の実施・縮小・中止等を決定する際の判断の方法（判断に必要な情報、判断の時期、決定プロセス等）については、適宜、ガイドライン等に定めることとする。

VI-0 前段階 未発生期（~~新型インフルエンザが発生していない~~状態）

予想される状況

- ~~新型インフルエンザが発生していない状態。~~
- ~~海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。~~

対策の目標

- 1) ~~発生に備えて体制の整備を行う。~~
- 2) ~~国際的な連携の下に発生の早期確認に努める。~~

対策の考え方

- ~~新型インフルエンザは、いつ発生するか分からないことから、平時から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、地方自治体等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。~~
- ~~新型インフルエンザが発生した場合の対策等に関し、国民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。~~
- ~~海外での新型インフルエンザ発生を早期に察知するため、国際的な連携を図り、継続的な海外からの情報収集を行う。~~
- ~~海外での新型インフルエンザ発生を防ぐことにつながる可能性があるため、鳥等の動物のインフルエンザが多発している国に対して協力・支援を行う。~~
 - 1) ~~行政機関及び事業者等は事業継続計画等を策定する。~~
 - 2) ~~感染防止等のリスクコミュニケーション（情報提供・共有）を図る。~~
 - 3) ~~発生状況、感染拡大状況及び被害状況を把握するサーベイランスの体制を整備する。~~
 - 4) ~~プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種体制を構築する。~~
 - 5) ~~パンデミックワクチンをできるだけ速やかに製造・供給できる体制を整備する。~~
 - 6) ~~プレパンデミックワクチンと抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を進める。~~
 - 7) ~~医療体制等の整備を行う。~~
 - 8) ~~家畜における鳥インフルエンザの防疫対策を実施する。~~

- 9) WHO等の国際機関や主要先進国との連携を図り、鳥インフルエンザの発生状況に係る情報収集を行うとともに、調査研究の充実を図る。
- 10) 鳥インフルエンザが多発している国に対して協力・支援を行う。

実施体制

【国・地方自治体の連携強化と体制の整備と地方自治体との連携の強化】

- ・ 国における実施取組体制を整備・強化するために、初動対応体制の確立や発生時に備えた中央省庁業務継続計画をの策定等を進める。(内閣官房、全省庁)
- ・ 関係省庁対策会議の枠組を通じて、関係省庁間の連携を確立する。
- ・ 地方自治体における行動計画、業務継続計画等の策定、新型インフルエンザ対策に携わる医療従事者や専門家、行政官等の養成等を支援する。(厚生労働省、関係省庁)
- ・ 地方自治体との連携を図るためし、新型インフルエンザの発生に備え平時からの情報交換や連携体制の確認、訓練を実施する。(内閣官房、全省庁)
- ・ 都道府県並びに保健所を設置する市及び特別区(以下「都道府県等」という。)が自衛隊、警察、消防機関、海上保安機関等と連携を進めるための必要な支援を行い、連携体制の確認を行う。(厚生労働省、警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁)

【国際間の連携】

- ・ 家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザの人への感染、それらへの対応等の状況について、海外関係機関等との情報交換を行うとともに、新型インフルエンザの発生時に諸外国や国際機関や諸外国等と速やかに情報共有できる体制を整備する。(厚生労働省、農林水産省、文部科学省、環境省、外務省)
- ・ ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄・開発等に関する国際的な連携・協力体制を構築する。(外務省、厚生労働省、農林水産省)
- ・ 研究者、医療従事関係者や、動物衛生専門家、及び保健担当行政官等の人材育成のために、研修員受入、専門家派遣、現地における研修等を行う。(外

務省、厚生労働省、農林水産省、文部科学省)

- ・ 海外でのサーベイランスの強化のため、国際機関(WHO、OIE等)や諸外国と連携する。(厚生労働省、農林水産省、外務省)
- ・ 新型インフルエンザの発生を想定したに備え、諸外国との共同訓練を実施する。(厚生労働省)
- ・ 新型インフルエンザ発生時に、国際機関又は発生国からの要請に応じて派遣できるよう、疫学、検査、臨床、家畜衛生等からなる海外派遣専門家チームを編成するし、国際機関又は発生国からの要請に応じての派遣を検討する。(外務省、厚生労働省、農林水産省)
- ・ 国際的な連携強化を含む調査研究を充実する。(厚生労働省、農林水産省、文部科学省、環境省)
- ・ ウイルス検体の、国際機関(WHO、OIE等)を通じた国際的な共有のあり方を検討する。(外務省、厚生労働省)

サーベイランス

【情報収集】

- ・ 新型インフルエンザの対策等に関する国内外の情報を収集する。(厚生労働省、農林水産省、外務省、文部科学省)
- 情報収集源
 - ✓ 国際機関(WHO、OIE、国際食糧農業機関(FAO)等)
 - ✓ 在外公館
 - ✓ 国立感染症研究所、WHOインフルエンザコラボレーティングセンター
 - ✓ 国立大学法人北海道大学、OIEリファレンスラボラトリー
 - ✓ 独立行政法人動物衛生研究所
 - ✓ 地方自治体
 - ✓ 検疫所

【動物におけるインフルエンザに関するサーベイランス】

- ・ 鳥類、豚におけるインフルエンザのサーベイランスを実施する。

【通常のインフルエンザに關する通常のサーベイランス】

- ・ ~~人で毎年冬季に流行する通常のインフルエンザについて、約5,000の医療機関（指定届出機関）における感染症発生動向調査による患者発生の動向の週毎の把握を行うとともに、約500機関において、ウイルスの亜型を検査する病原体サーベイランスを実施する。（厚生労働省）~~人で毎年冬季に流行する通常のインフルエンザについて、約5,000の医療機関（指定届出機関（約5,000の医療機関）において患者発生の動向を調査し、全国的な流行状況について把握する。また、指定届出機関の中の約500の医療機関において、ウイルスの亜型や薬剤耐性等を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。

- ・ ~~医療機関におけるインフルエンザによる重症者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。また、~~

- ・ ~~学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学年閉鎖、休校等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。~~

—インフルエンザウイルスに対する抗体の保有状況の調査により、国民の免疫の状況を把握する。

- ・ ~~インフルエンザ流行期におけるインフルエンザ関連死亡者数を把握する。（厚生労働省）~~

- ・ ~~インフルエンザ薬剤耐性株サーベイランスを実施するとともに、WHOのノイラミニダーゼ阻害剤感受性モニターネットワークによる諸外国の情報収集を実施する。（厚生労働省）~~

国内における新型インフルエンザ発生を迅速に把握するため、NES-ID（感染症サーベイランスシステム）疑い症例調査支援システムによるサーベイランスを実施する。（厚生労働省）

- ・ ~~ウイルス株情報を収集するウイルス学的サーベイランスを実施する。（厚生労働省）~~

—【新型インフルエンザの国内発生に備えたサーベイランス】新型インフルエンザ発生時から開始するアウトブレイクサーベイランス、パンデミックサーベイランス、予防接種副反応迅速把握システム、臨床情報共有システムの対象医療機関基準を策定し、都道府県に選定機関のリスト作成及び登録の実施を要請する。

【調査研究】

- ・ ~~新型インフルエンザの国内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう、専門家の養成や都道府県との連携等の体制整備を図る。~~
- ・ ~~通常のインフルエンザ及び新型インフルエンザに関する疫学、臨床、基礎研究や検疫等の対策の有効性に関する研究を推進し、科学的知見の集積を図る。~~

—【情報提供体制の構築】—

【継続的な情報提供】

- ・ ~~新型インフルエンザに関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。~~
- ・ ~~手洗い、咳エチケット等の、通常のインフルエンザに対しても個人レベルで実施すべき感染予防策の普及を図る。~~

都道府県等とメールや電話等を利用して緊急に情報を提供できるシステムを構築する。（厚生労働省）

【体制整備】

- ・ ~~コミュニケーションの体制整備として以下を行う。~~
 - ▶ ~~新型インフルエンザ発生時の、発生状況に応じた国民への情報提供の内容（対策決定のプロセスや対策の理由、対策の実施主体を明確にする）や、媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受け取り手に応じ、利用可能な複数の媒体・機関を活用する）等について~~

て検討を行い、予めあらかじめ想定できるものについては決定しておく。

- 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する（広報担当官を中心としたチームの設置、コミュニケーション担当者間での適時適切な情報共有方法の検討等）。
- 常に情報の受け取り手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。
- 地域における対策の現場となる地方自治体や関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ直接的な方法での双方向の情報共有のあり方を検討する。
- 新型インフルエンザ発生時に、国民からの相談に応じるため、国のコールセンターを設置する準備を進めるとともに、都道府県・市区町村に対し、コールセンターを設置する準備を進めるよう要請する。

【対策実施のための準備人への鳥・新型インフルエンザの感染防止策】

（個人レベルでの対策の普及）

- ・ 手洗い、咳エチケット等の基本的な感染予防策の普及を図る。また、自らが患者となった場合の対応についての理解促進を図る。

（地域・社会レベルでの対策の周知）

- ・ 新型インフルエンザ発生時に実施され得る、患者の濃厚接触者の外出自粛、学校等の臨時休業、集会の自粛等の、国内での感染拡大をなるべく抑えるための対策について周知を図る。

（衛生資器材等の供給体制の整備）

- ・ 衛生資器材等（消毒薬、マスク等）の生産・流通・在庫等の状況を把握する仕組みを確立する。

（水際対策入国者対策の準備）

- ・ 水際対策入国者対策関係者のために、インフルエンザに関する基礎的知識の修得のための研修を行い、のマスク、ガウン等の个人防护具、感染対策に必要な資器材の整備を行う。（関係省庁）
- ・ 新型インフルエンザの発生に備え、検疫の強化に伴い感染したおそれのある高い者を停留する場合に備え、発生国から来航する航空機・船舶について、検疫法に基づき⁸、その状況に応じて国内検疫実施場所を指定し、集約化を図ることを検討する。また、集約海空港の周囲のための宿泊施設の確保を進める。（厚生労働省）
- ・ 検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に関する疫学調査等について、検疫所、地方自治体その他関係機関の連携を強化する。

⁸ 検疫法（昭和22年6月6日法律第201号）（以下「検疫法」という。）第14条第2項